

酒もタバコもコーヒーも、飲まず吸わずに活動中

【月刊発行をめざす、江戸川区議会議員田中けん^{となか けん}の政治活動報告書】

号外!!



月刊 田中けん

【無所属】区議会「一人の会」

2014年12月1日から、所属会派を「一人の会」に変更しました。

第3回定例会一般質問にて...

2014年9月29日

2014年9月29日に私は区議会「民主・みんな・維新」による代表質問をしました。その質問自体は滞りなく終わりましたが、その裏では、事前通告した質問文を巡って、質問を取り下げる圧力がかけられました。

もし私が質問を強行すれば、質問の中断および懲罰をもって対応すると言われ、私はやむなく質問を断念せざるを得ませんでした。

質問を止めるように圧力がかけた理由は、私の質問が「ヘイトスピーチ」に該当するという理由からでした。

しかし、本来は言論の府である議会が議員の質問を事前チェックし、それに対して質問させないように圧力をかけて断念させるなどあってはならないことです。

発言に対する責任は発言者にありますが、まだ発言もしていない内容を事前にチェックして、結果として発言を中止させる「検閲」は許されない行為です。

私はこの場を借りて、江戸川区議会にはこのように言論の自由がないという事実を告発すると共に、実際に私が行おうとしていた質問が「ヘイトスピーチ」に該当するのかわからないのか、広く区民に問います。

以下、（実際にはできなかった）質問文章です。



江戸川区の人口の推移(参考:下記表)を丁寧に見てみると興味深い現象に気がつきます。それは定住外国人の増加です。

江戸川区民の人口が68万人弱で推移しているにも関わらず、外国人定住者はここ20年の間に急激に増えてきました。平成26年4月1日現在、23,442名の外国人が江戸川区に定住しています。

とりわけ注目すべきは中国人の増加です。江戸川区には10,800人からの中国人が住んでいますが、都内で1万人以上の中国人が住んでいるのは、新宿区、江東区、豊島区となっています。新宿区や豊島区は、新宿や池袋という大きな駅を中心にした繁華街を持つ自治体です。江東区は広大なベイエリアをもつ自治体です。これらの自治体が比較的都心中に位置するのに対して、県境に接した23区の外環区にあって、中国人が1万人を超えているのは江戸川区だけです。

日本全体のデータですが、中国人の人口は、199年に1万人だったのが、2013年に65万人へと増えています。韓国朝鮮人の人口は漸減傾向にあります。フィリピン人など他国籍人口も増えていますが、中国人ほどではありません。

このように日本人とは違った異文化の人たちが、地域コミュニティにたくさん入ってくることの是非を区長はどのようにお考えでしょうか。

とりわけ私が中国人に注目するのは、具体的なトラブルが日本で起きているからなのです。

最近の報道では、iPhone6の販売を待ってたくさんの人たちが行列していたのですが、その時の中国人の対応が話題になりました。場所取りでは、私物だけを列において、開店間際になるとたくさんの中国人が横から割り込みをして困ったとのこと。また販売途中で売り切れてしまい、実際にその場で変えなかった中国人が、店内で大声を上げて騒ぎ出し警察が出動したという報道もありました。

このような身近な話題だけではありません。例えば2011年の新潟市では新潟中国総領事館の移転問題が地域を騒がせました。それは小学校跡地に領事館を建てるという計画で、15,000㎡の土地を中国に売却しようという計画でした。もし15,000㎡の土地が中国領事館の土地となれば、そこは日本であってもそう簡単に日本人が立ち入ることのできない土地になってしまいます。

江戸川区民の人口推移(過去10年)

各年4月1日現在

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
江戸川区	657,767	660,914	665,633	671,122	675,500	678,517	680,380	677,633	674,944	676,598
(人)										
日本人	638,099	640,585	644,039	647,808	650,600	652,762	654,615	653,392	652,203	653,156
外国人	19,668	20,329	21,594	23,314	24,900	25,755	25,765	24,241	22,741	23,442

外国人：平成24年まで「外国人登録人口」、平成25年より日本人と同じ「住民基本台帳人口」（平成24年7月8日、外国人登録法の廃止、住民基本台帳法の一部改正による）

江戸川区内の外国人の人口(平成17年4月1日と平成26年4月1日比較)

国籍・地域	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	インド	ベトナム	台湾	タイ	ネパール	米国	バングラデシュ	その他	合計
平成17年	8,335	5,391	2,655	693	103		346	27	220	185	1,713	19,668
平成26年	10,792	4,488	2,385	2,015	622	437	400	384	217	204	1,498	23,442

平成17年の台湾人の人口は、中国人の人口に含めて計算していました。平成25年以降、中国と台湾は別の国であるという考え方から台湾人は別枠で数えることになりました。

そもそも港区元麻布にある中国大使館の11,000㎡を超える15,000㎡の面積がなぜ新潟市の領事館に必要なのか理解に苦しむわけであり、識者によっては、これを中国による日本侵略の第一歩と位置づけて危険視する人もいるほどです。

ちなみに中国にある日本大使館や領事館は全て賃貸物件です。国と国との関係を相互主義として考えた場合、売却と賃貸では不平等ではないかという議論もあるほどです。そのような理由からアメリカは中国には土地を売却しないことが相互主義だとしています。

同様の中国領事館問題は、仙台、名古屋、広島、沖縄でも起きてきました。

日本国内の中国公館

名称	住所	土地の保有形態	敷地面積
中国大使館 [1]	東京都	所有	3,333坪 (11,000㎡)
駐大阪総領事館 [2]	大阪府	所有	364坪 (1,200㎡)
駐福岡総領事館 [3]	福岡県	所有	1,515坪 (5,000㎡)
駐札幌総領事館 [4]	北海道	所有	1,515坪 (5,000㎡)
駐長崎総領事館 [5]	長崎県	所有	1,000坪 (3,300㎡)
駐名古屋総領事館 [6]	愛知県	賃貸	
駐新潟総領事館 [7]	新潟県	賃貸	

江戸川区には同様な領事館問題は発生していませんが、中国人 1 万人以上の人口を抱える以上、いつ徒党を組んで中華街を作るとか、ディズニーランドならぬ中華ランドを作るなどのように、日本とは違う独自の文化を主張してくるかわかりません。このような可能性に江戸川区は危機感を持たないのでしょうか。

更に中国には国防動員法という法律があります。国防義務の対象者は、18歳から60歳の男性と18歳から55歳の女性で、中国国外に住む中国人も対象とされています。これらの対象者は、中国の国益に合致するように、様々な仕事を指導されます。破壊、妨害、^{ちようほう}諜報、殺人などなど、当然日本では違法な行為であっても、本国からそれをするように求められれば、本人はそれ

を拒否できません。国防の義務を履行せず、また拒否する者は、罰金または、刑事責任に問われることもあるとされています。外国にいる本人に対して、その刑事責任が問われないとしても、本国にいる家族や親戚縁者がその責任に問われないとは言い切れません。

今日は、尖閣諸島での衝突事件など、中国とは激しく国益が相反します。このような国の国民が江戸川区に 1 万人いるという意味を、区長はどのようにお考えでしょうか。

潜在的脅威は身近にあるのです。それで無くとも、少子化が進む現在、日本の人口減少を外国人の移民で補おうという発想が、この国にはあります。

しかし安易な移民奨励政策は、日本の文化を壊し、文化の違いによる日常的なトラブルも含め、様々な問題を引き起こす可能性が高くなります。

移民は奨励などしなくても、婚姻や正規の労働などを通じて合法的に行われています。しかしそれは一定の許容範囲の中で行われるべき政策です。

日本における移民政策の是非と、定住外国人とりわけ増え続ける中国人について、その潜在的危険性について、区長はどのようにお考えになるのでしょうか。

以上です。当然、この質問は区長に対して「**できなかった質問**」ですから答弁はありません。

ヘイトスピーチに関しては、松島みどり法務大臣(当時)が2014年9月26日の外国特派員協会での会見で「今の法律の枠組みでも対応できる」として、法規制の強化に慎重な姿勢を示しています。

実際、私の場合のようにヘイトスピーチのレッテルが勝手に一人歩きすれば、簡単に言論弾圧につながります。まずは原則として「言論の自由」を尊重すべきです。もし発言に問題があれば、その後それを問題にすれば良いのです。この様な価値観が、江戸川区議会では共有されていません。

献金のお願

「月刊田中けん」発行の経費は7万円以上です。「田中けんを応援する会」の政治活動を経済的にお支えください。ご協力をお願いいたします。

- ※ 注意
1. 受付は全て銀行振込です。
 2. 年間5万円以下でお願いします。
 3. 個人名義でお願いします。
 4. 日本人に限ります

お振込先

みずほ銀行 小松川支店
普通 1015472
田中けんを応援する会

小中学校をもっと広く・シンプルな行政が無駄のない政府・移民政策に反対



江戸川区議会議員

田中けん

松江三中卒、墨田川高校卒、
千葉大学教育学部卒
1995年～江戸川区議会議員(5期)

03-3248-0888 (平日 9～18時)

自宅事務所：〒132-0021 江戸川区中央4-25-14
(敷地内奥、白いプレハブ)

info@t-ken.jp

www.t-ken.jp



共著書籍紹介



"外国人参政権"で日本がなくなる日
宝島社(2010年)



100人がしゃべり倒す!
「魔法少女まどか マギカ」
宝島社(2011年)



"人権侵害救済法"で人権がなくなる日
宝島社(2012年)

区議会日台親善議員連盟会長・禁煙地方議連代表幹事・ホームヘルパー2級